

LITTLE LEAGUE BASEBALL KANSAI BASIC DATA 2023

リトルリーグ関西連盟 2023基本資料



Little League

リトルリーグ関西連盟

事務局 三谷 義郎

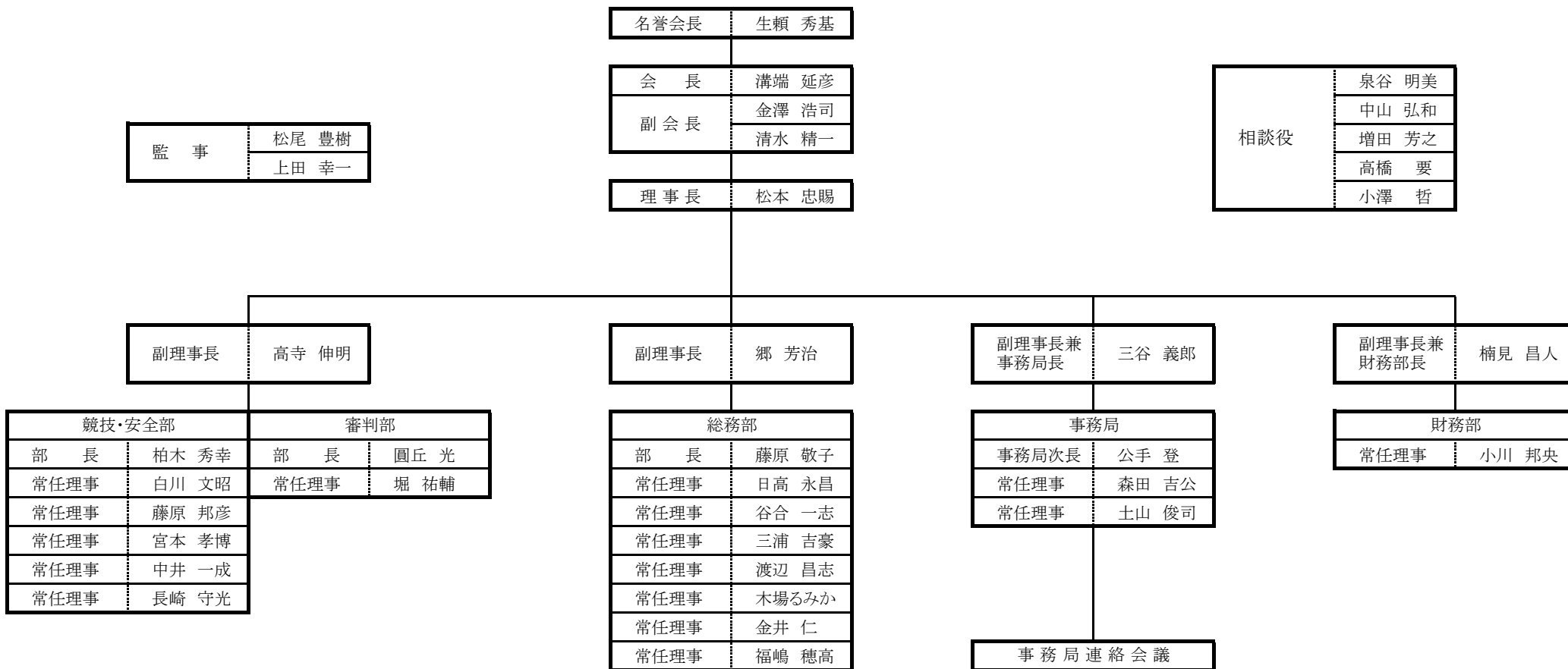
〒540-0021 大阪市中央区大手通1-2-1 大手三谷ビル1F

TEL : (06)6943-0333 FAX:(06)6943-9466 携帯 : 090-1950-8665

e-mail:kansai_ll@yahoo.co.jp

リトルリーグ関西連盟組織表

2023年度



2023年度事業計画

リトルリーグ関西連盟

連盟主催事業

【2022年】

8月28日	※サンスポカップ・ゼット杯争奪リトルリーグ関西連盟選手権大会（メジャー）抽選会
9月4日～	※サンスポカップ・ゼット杯争奪リトルリーグ関西連盟選手権大会（メジャー） 9/4～9/18 開催
9月18日	※サンスポカップ・ゼット杯争奪リトルリーグ関西連盟選手権大会（マイナー）抽選会
9月23日～	※サンスポカップ・ゼット杯争奪リトルリーグ関西連盟選手権大会（マイナー） 9/23～10/2（予定）
10月2日	※サンスポカップ・エスエスケイ旗争奪関西少年硬式野球選手権大会抽選会
10月8日～	※サンスポカップ・エスエスケイ旗争奪関西少年硬式野球選手権大会 10/8～10/23（予定）
11月6日	連盟定期総会（リモートによるオンライン開催）
12月	連盟審判員講習会
12月3・4日	Buffaloes CUP 硬式少年野球大会 *連盟推奨事業*
12月3・4日	NOMO CUP 硬式少年野球大会 *連盟推奨事業*
12月24日	レッドスター第2回ベースボールクリニック ※ほっともっとフィールド神戸

【2023年】

1月上旬	関西連盟指導者セミナー 於：大阪市内 (コロナ禍等の状況によっては中止になる可能性あり)
1月上旬	審判員講習会（座学）（コロナ禍等の状況によっては中止もしくはZOOM利用）
1月～2月	ブロック審判員講習会
2月～3月	第3回オリックス・バファローズカップ争奪リトルリーグ関西連盟春季大会 抽選会
2月～3月	第3回オリックス・バファローズカップ争奪リトルリーグ関西連盟春季大会
3月～4月	JA 共済杯インターミディエット全日本リトルリーグ野球選手権関西連盟大会 抽選会
3月～4月	JA 共済杯インターミディエット全日本リトルリーグ野球選手権関西連盟大会
4月～5月	全日本リトルリーグ野球選手権関西連盟大会 抽選会
4月～5月	全日本リトルリーグ野球選手権関西連盟大会
6月	※AIG Presents MLBCUP2023 リトルリーグ関西連盟マイナー選手権大会Supported By Wilson 抽選会
6月	※AIG Presents MLBCUP2023 リトルリーグ関西連盟マイナー選手権大会Supported By Wilson
5月～7月	全国選抜大会関西連盟大会

全国大会等

全国選抜大会	10月28日～30日	東海連盟主管（静岡県浜松市）
西日本選抜大会	11月19日～20日	関西連盟主管（大阪府）
インターミディエット日本選手権大会	5月	東関東連盟（茨城県牛久市）
全日本選手権大会	7月	東京連盟（東京都八王子市）
MLBカップマイナー選手権大会	7月	東北連盟（宮城県石巻市）
全国選抜大会	8月	九州連盟（長崎県諫早市）

その他

12月～1月 サンケイスポーツ購読促進期間

・※はNPO法人実施事業

リトルリーグ関西連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟はリトルリーグ関西連盟と称し、日本リトルリーグ野球協会に所属する。

第2条 本連盟は本部をサンケイスポーツ営業局内におき、事務所を連盟管轄区域内に常任理事会の決定によりおく。

第3条 本連盟は公益財団法人日本リトルリーグ野球協会及び所属の各連盟と連携し、また目的を同じくする各団体と協調し、青少年の健全育成と、少年野球の健全な発展を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 全日本選手権大会、全国選抜大会、西日本選手権大会などの主管や予選大会の開催および連盟主催の諸大会の開催。
- (2) 連盟の推薦する国際親善大会や他団体との交流大会の開催及び参加。
- (3) その他少年野球育成と発展に寄与する事業

第2章 組 織

第5条 本連盟は加盟手続きを完了したチームをもって組織し、連盟は運営の円滑化を図るため加盟チームを数ブロックに分ける。ブロック分けは常任理事会において決定し、理事長の委嘱によりブロック長を置く。なお、平成27年8月までに加盟を認められている「リーグ」はそのまま「チーム」に移行する。

第6条 加盟チームは単独で、あるいは近隣の複数チームでリーグを組織し、常任理事会の承認を得て、公益財団法人日本リトルリーグ野球協会を通じ国際リトルリーグに登録する。世界選手権大会につながる大会に出場できるのは国際登録を完了したリーグのみである。

第7条 加盟チームはその旨を理事長に届け出て退会することができる。

第8条 加盟チームで本連盟の名誉を毀損、または趣旨目的に反するような行為があったときは常任理事会の決議により除名することができる。

第3章 役員等

第9条 本連盟に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名、理事 若干名、監事 2名。なお必要に応じて専務理事を置くことができる。

役員はボランティア精神をもって誠心誠意役割を果たさなければならない。

第10条 会長は常任理事会の推薦により総会の承認を経て、これを決定する。副会長は会長が委嘱し総会の承認を経る。会長、副会長は常任理事会に出席し意見を述べることができる。

第11条 理事長及び監事は会長及び副会長が合議のうえ推薦し、常任理事会の議決を経て

総会で決める。理事長は本連盟を代表し会務を総理する。監事は会計及び財産の監査を行い、総会でこれを報告する。

第12条 理事長は常任理事を選出し、選出された常任理事の中から、副理事長、専務理事、を委嘱する。副理事長は理事長を補佐し、理事長が支障のある時はその職務を代行する。常任理事は常任理事会を組織し、本連盟の重要事項の審議や目的達成に必要な方策の研究や企画立案並びにこれらの実行にあたる。

第13条 理事長は理事を選出し委嘱する。理事は常任理事会の決議に基づき、常任理事と共に会務を執行する。また、理事は理事長の要請により常任理事会に出席し、意見を述べるができるが、議決権は有しない。

第14条 本連盟に名誉会長など特別役員、顧問及び相談役を置くことができる。特別役員、顧問、相談役は常任理事会の推薦により会長が委嘱する。特別役員、顧問、相談役は会長及び理事長の諮問に応じて意見を答申する。

第15条 役員任期は2年とする。但し、重任は妨げない。また、補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第16条 常任理事の資格はチームまたはリーグ会長、副会長を主とするリトルリーグ関係者及び連盟公認審判員に限る。但し、会長、副会長、特別役員、顧問、相談役はこの限りでない。理事はチーム事務局長を主とする実務担当者が望ましい。

第17条 任期中の役員或いはその所属チーム、リーグが連盟の名誉を毀損し、または趣旨、目的に反して会務に不熱心な者は常任理事会の決議により、これを解任することができる。

第4章 事務局

第18条 本連盟に事務局を設置する。事務局員若干名をもって構成し、事務執行にあたる。事務局長及び事務局員は理事長が委嘱する。

第5章 会議

第19条 会議は総会、常任理事会とする。総会は加盟チームの会長で組織し、毎年一回定期的に開催し、予算、決算、事業計画、事業報告、連盟規約の改定やその他重要事項の審議、決定を行う。また、常任理事会の要請により、臨時総会も開催することができる。常任理事会は毎月一回以上開催し、付議すべき事項、その他重要事項の審議、決定を行う。

第20条 理事連絡会は必要に応じて開催することができる。

第21条 総会、常任理事会及び理事連絡会は理事長が招集し、議長となる。

第22条 会議は構成員の過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第23条 総会の出席は加盟チーム会長の委任状を持った代理人を出席させ表決権を行使することを認める。但し、代理人はチーム代表、副会長、事務局長のいずれかに限る。

第6章 部 会

第24条 本連盟は常任理事会の議決を経て、各種部会を置くことができる。名称、部員等必要事項は常任理事会の議決を経て定める。

第7章 会 計

第25条 本連盟は次の収入により運営を行う。

- (1) 登録金
- (2) 大会エントリー金
- (3) 寄付金、協賛金
- (4) 公益財団法人日本リトルリーグ野球会協会助成金
- (5) その他の収入

第26条 本連盟の会計年度は毎年9月1日に始まり翌年8月31日までとする。

第8章 規約の変更

第27条 この規約は総会において、出席者の過半数の賛成を得て変更することができる。

第9章 補 則

第28条 この規約施行についての細則は常任理事会の決議を経て別に定める。

第29条 この規約は平成27年10月1日から一部変更して施行する。

(平成11年制定の規約は廃止)

(平成18年10月29日一部改訂)

(平成23年10月31日一部改訂)

リトルリーグ関西連盟細則

(加盟に必要な手続き)

本連盟に加盟するには理事長に次の書類を提出し常任理事会の議決を経なければならない。

(ア) 加盟申請書 (イ) 会則 (ウ) 役員名簿 (エ) バウンダリー申請書 (オ) 隣接チーム意見書、但し隣接チームがない場合は近距離にある2チームの意見書を提出すること。

加盟承認の議決は出席した常任理事の三分の二以上の賛同を必要とする。

(加盟チーム・リーグの遵守事項)

加盟チームは連盟規約、細則や各種決定事項を誠実に守り、指導等に従わねばならない。

- (1) 加盟チームは会員(選手)全員と指導者全員、代表者の他、審判員など必要と考えられる関係者をスポーツ安全協会の傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険)に加入しなければならない。
- (2) 加盟チーム・リーグは連盟の許可なくリトルリーグ国際マークを使用、または作成してはならない。
- (3) 加盟チームは本連盟以外の類似団体へ加盟してはならない。またリトルリーグ加盟以外のチームと試合を行う場合は事前に連盟の許可を得なければならない。
- (4) 加盟チーム・リーグが国際試合を行う場合は事前に連盟の承認を得なければならない。
- (5) 加盟チームは毎年年度終了後一定時期に定時総会を開催し、承認を得た前年度会計報告書及び新役員名簿を連盟に提出しなければならない。
- (6) 加盟チームの会長はチームの代表者、指導者として適格者でありチームを代表する責任者として連盟およびブロックの会合、行事に出席可能な人物でなければならない。
会長が公職等の関係上、常時出席できず、またチーム内の掌握も困難な場合は、副会長の一人をチーム内の手続きを経て、「チーム代表」として選任し会長職を代行させることができる。
また、複数チームによって組織されたリーグの会長もチーム会長同様の適格者でなければならない。
- (7) 加盟チーム・リーグの指導者は青少年の育成に情熱のある成人で、保護者・会員から尊敬される人物でなければならない。現場指導者(監督・コーチ)はあくまで練習・試合における責任者であり、チーム・リーグ運営に関しては会長またはチーム代表の指示に従わねばならない。現場指導者は会長またはチーム代表を兼任することはできない。
- (8) 加盟チーム・リーグは連盟主催大会の開催期間中を含む連盟行事日と重複してチーム・リーグ主催の大会を開催してはならない。但し、常任理事会にて承認を得た場合においてはこの限りではない。
- (9) 加盟チームは会員(選手)の健康と健全な発育を最優先に考え、厳寒や酷暑の時期の活動(練習、試合)に細心の配慮をしなければならない。また、加盟チームは活動に際し、AED(自動体外式除細動器)を常備し、恒常的に救命講習等の訓練を行い不測の事態に備えなければならない。

- (10) 加盟チーム・リーグは活動中（練習、試合を問わず）に会員（選手）に対し、いかなる体罰も行ってはならない。連盟主催の大会中に体罰を確認した場合は、ただちに加害者を退場させ加害者の大会資格を停止する。その後あらためて連盟として処分をする。
- (11) 加盟チームが連盟規約・細則・規定等に違反し、また連盟の品位や名誉を傷つけた場合は理事会の決議により、加盟チーム及び関係者に対し警告、資格停止、除名などの罰則を与えることができる。なお、チームが除名、資格停止等の処分を受けた場合でも既納の登録金、代金等の返却はしない。

（部会）

本連盟は運営の円滑化を図るため、次の各部会を設けその責任者に副理事長、常任理事があたる。

（1）事務局

この部局は、総会、理事会をはじめ開・閉会式、各種会合を総務部と連携して企画・立案し、実行する。また、連盟規約、バンダリー規定の検討、チーム（リーグ）間の紛争、新規加盟チームの審査、リーグ登録の審査、連盟財産の管理などにあたる。そのた、連盟内外の情報収集と分析、さらに情報の伝達を徹底させる。

（2）財務部

この部会は、連盟会計を管理し、予算の適切な執行を行い、財政基盤の確立を図る。

（3）競技・安全部

この部会は、連盟主催の各種大会を企画・立案し、その運営や出場登録の資格審査及び使用用具の選定、安全対策、監督・コーチの指導、教育にあたる。

（4）総務部

この部会は、総会、理事会をはじめ開・閉会式、各種会合を事務局と連携して企画・立案し、実行する。また、リトルリーグ野球の普及のための対策を企画・立案・実行し、底辺拡大、安全面の向上を図る。また、リトルリーグの PR、活動の継続・発展にあたる。

（5）審判部

この部会は、理事長より委嘱された連盟公認の審判員をもって構成し、連盟主催の各種大会の審判にあたるほか、連盟及びブロックならびに加盟チームの行事に協力し、チーム審判員の指導、育成にあたる。

（慶弔規定）

本連盟は内部の慶弔事に際し、以下の規定を定める。

（1）慶事

記念式典の開催にあたり、主催する当該チーム・リーグから希望があった場合、祝電一通

（2）弔事

連盟役員本人またはチーム・リーグ会長本人の弔事にあたり、弔電二通および、柩または供花1ケ

弔電は、「会長」ならびに、「理事長および役員一同」を差出人とする

(3) 連盟代表祝金

本連盟の代表として全日本選手権大会、全国選抜大会および西日本選手権大会に出場するチームに対し下記の祝金を贈呈する。(インターミディエット部門を含む)

- ・全日本選手権大会 5万円
- ・全国選抜大会 5万円
- ・西日本選手権大会 3万円

(細則の変更)

この細則の変更は常任理事会の通常議決によって都度変更することが出来る。

(平成25年9月16日改訂)

(平成26年8月31日改訂) 慶弔規定(3)追加

(平成27年9月16日改定)

(令和3年12月18日改定)

リトルリーグ関西連盟

バンダリー（境界）規定

第1条（目的）

本連盟は健全にして秩序ある拡大・発展と、加盟チーム相互の友好の維持・増進の為、本規定を定める。

第2条（バンダリーの種類）

バンダリーには加盟チームが本拠地として日常活動を行う範囲としてのチームバンダリーと連盟内予選を含む国際トーナメント大会に参加するための国際本部の規定に適合したリーグバンダリーがある。

（注）チームとリーグのバンダリーの違いを明確にするため）

第3条（チームバンダリー）

第1項 決定

加盟チーム及び加盟を申請するチームは本規定に基づきチームバンダリーを決定し、常任理事会の承認を得るものとする。バンダリーは加盟チームの本部所在地を原則とする。バンダリーの申請は所定の様式に従って行い、その範囲は地図により明示する。

第2項 基本範囲

チームバンダリーの基本範囲は原則一行政区、即ち市・町・村及び政令市の区とし、2以上のチームによる重複は認めない。但し、本規定の発効以前に一行政区に複数のチームが存在し活動が認められる場合や、新規に加盟を認められたチームが既加盟チームのバンダリーと重複する場合など、常任理事会が認める場合はこの限りではない。この場合も第2条の規定どおりそれぞれの範囲を明示する。行政区区域境界以外にバンダリー境界線を定める場合は道路、河川など物理的、地理的特徴を有するものでなければならない。

第4条（リーグバンダリー）

第1項 決定

複数のチームによって組織され、国際登録を行うリーグは国際本部の規定に基づきリーグバンダリーを決定し、地図上に明示の上、指示された期日までに常任理事会の承認を得るものとする。またリーグとして国際登録を行う場合は、1リーグ2チーム以上のメジャー選手数が在籍することを条件とする。

（注）リーグバンダリーの決定は全て国際本部のルールに基づくことを明示。また、DAにおいて事前（11月ごろ）に国際登録の内容（リーグ及びバンダリー）の確認をする。

第2項 基本範囲

複数のチームにより構成されるリーグバンダリーの基本範囲は原則リーグを構成するチームのバンダリーの外周線を結んだものであり、必ず行政区区域境界をリーグバンダリー境界線と定めるものとする。但し、この範囲内及び隣接周辺地域で他リーグバンダリーが存在しない空白地域をリーグバンダリーに含めることができる。複数のリーグのバンダリーの間にある空白地域の帰属は関係するリーグ間の協議によるが、その地域に居住する選手の活動の利便性を第一に考慮し決定されるのが望ましい。

第5条（有効期間）

チームバンダリー及びリーグバンダリーの有効期間は連盟の事業年度の期間とする。但しチームバンダリーについては、変更を希望するチームは毎年連盟事業年度終了1ヶ月前までに書面を事務局長に提出することにより申請する。以後、変更の希望のない場合は申請の必要はない。またリーグバンダリーについては、毎年国際登録時に連盟経由にてDAへ申請書類を提出し確認を受けるものとする。

第6条（遵守事項）

加盟チーム及びリーグは本バンダリー規定の趣旨を理解し活動する。

1. 加盟チームまたはリーグは他チームまたはリーグバンダリー内において積極的に募集活動をしてはならない。
2. 加盟チームまたはリーグが他チームまたはリーグのバンダリーに居住する少年を入会・所属させようとする場合、実質的な活動開始前に連盟所定の入団許可申請書を用い、当該相手先チームまたはリーグ会長の承認を得ること。選手登録の際はこの写し（電子データ、コピー等）を連盟事務局宛に提出しなければならない。
3. 加盟チームまたはリーグは前項の規定に基づき他チームまたはリーグより承認を求められた場合は、誠意を持って対応し過去在籍者など特別な理由がない限り承認するものとする。承認、非承認に関わらず求められた日より15日以内に回答しなければならない。
4. 上記承諾書は関西連盟内においてのみ有効であり、国際本部など連盟外部においてはなんら有効性をもたないことを理解しておくこと。また、国際登録におけるリーグバンダリーに関しても、DAまたは国際本部において拒否された場合はその決定に従わねばならない。
5. チームバンダリー及びリーグバンダリーの変更申請については、バンダリー内の選手数減少による隣接周辺地域への拡大など明確かつ合理的理由がある場合に限り、その理由を添えて申請することとする。

年度ごとに在籍選手の居住地に合わせることを目的としたバンダリーの変更申請は、合理的理由とは認めない。

6. チームバンダリーに関する全ての裁定、決定は常任理事会が行い、その決定は最終のものである。またリーグバンダリーについては、連盟は指導する立場であるが、最終的には第 2 条に示すように国際本部の指示に従うものとする。

第 7 条 (バンダリー裁定委員会)

本連盟はバンダリーに関する疑義、紛争の解決や範囲決定のため、理事長を長として正副理事長、事務局長、ブロック長をメンバーとする裁定委員会を設置する。この委員会は常任理事会の諮問を受け事情聴取や調査を行い常任理事会にその結果を答申する。

第 8 条 (規定の変更)

この規定の変更は常任理事会の通常議決によって変更することができる。

(平成 26 年 8 月 31 日発効)

(平成 27 年 9 月 16 日改定)

(平成 30 年 7 月 8 日改定)

(令和 3 年 9 月 25 日改定)